

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）が第二当事者によって負った負傷は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は特別養護老人ホームで介護職員として就労していた平成〇年〇月〇日〇時〇分頃、同僚である第二当事者に背後からいきなり小刀で襲われ負傷し、救急車で搬送された病院で「開放性外傷性血気胸、多発性挫傷、右肩甲骨骨折他」と診断された。

請求人は、この負傷は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の負傷は業務との因果関係は認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

要請されて第二当事者を業務上指導していたことで、恨みを募らせた第二当事者からの暴行により負傷させられた。業務上の指導としては、職務上の限度を超えるものではなく、且、第二当事者とは業務外の接点は一切ないのであるから、私怨もありえない。それどころか、職場の他の同僚は、第二当事者を、真面目であるが、感情的になると常軌を逸した行動に出る雰囲気を感じていると感じていたにもかかわらず、事業場は、このような第二当事者に対する安全配慮義務を怠ったおそれが大きい。よって、第二当事者の本件暴行は、業務上の事由によるものであることは明白である。

したがって、監督署長の不支給処分を取り消すとの決定を求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次のとおり述べている。

(1) 請求人は、第二当事者の業務に対し指示や指導を要請されており、その指導に対して恨みを募らせ加害行為に及んだと主張するが、調査の結果では両者はともに研修期間中であり、事業場関係者からの聴取においても請求人が第二当事者を指導する立場であったことは確認できず、請求人が行った注意も誰にでもするような一般的な注意であったと考えられる。このような業務上の注意を第二当事者は自分だけに向けられた嫌がらせ行為と誤解し、逆恨みの感情を抱くようになり、日が経つにつれて請求人に強い殺意を抱くほどになったものと考えられる。

(2) 本件においては、業務上の理由は条件関係があるにすぎず、業務上の理由を通して第二当事者の感情は時間的経過を経るに従って、最後には請求人の人間性を否定するまでに及び、もはや業務上の理由云々の枠を超えて、単に請求人個人への憎しみ（怨恨・憎悪）から復讐を考えるに至ったものである。

(3) このように、第二当事者は、業務とは無関係の請求人個人への復讐を確実に果たすべ

く、事前に殺害計画を練り実行するに至ったものであると考えられるため、本件災害による負傷に業務起因性を認めることはできない。

4 審査官の判断

本件災害の発生に至る経緯については、請求人と第二当事者双方の申述より、請求人の本件負傷が、第二当事者の加害行為により生じたものであることは明白である。労災保険上業務災害であるというためには、業務と災害との間に相当因果関係が認められる必要があり、このため、災害の発端が単に業務にあるだけでは足りず、加害行為に至る諸事情、即ち当事者の私的關係や、挑発行為の存在などにより、相当因果関係が否定される場合がある。

第二当事者は本件加害行為に及んだ理由について、請求人とは事業場内の同じフロアで勤務するようになって知り合い、しばらくしてタメ口で注意され腹が立ったこと、その後も何度も注意されたり頭ごなしに怒られ、特に、○月○日には、利用者の徘徊を知らせるスイッチを切ったままにしていたのを怒鳴り付けられ、我慢できないほどの怒りと、言い返せない悔しさを感じ、その日の夜には請求人が死ねばよい、と思っていたと述べている。さらに第二当事者は、次に勤務日が重なった日に、仕事の手順のことなどで怒られ請求人に我慢できないほどの怒りと憎しみで殺意を感じ、翌日、女性職員と自らの性格についてのやりとりで更に請求人に対する殺意が強まり、凶器を準備して翌日朝に勤務表で請求人の夜勤明けを確認して、出勤の上加害行為に及んだものであるとしている。

一方、請求人は、同月中旬より、翌7月からの勤務表の新編成で一緒に勤務する予定の第二当事者の指導を先輩同僚らから頼まれたことで、業務の指導を行ったと述べている。

事業場関係者Bは、請求人と第二当事者との接点として、担当ユニットが異なっているにもかかわらず、同一勤務日であれば連携して協力しなければならず、日勤同士でない場合の勤務交替時に顔を合わせているなどと証言していることから、請求人の述べるようにせいぜい5、6回程度の勤務の場における出来事であったと推認される。

また、事業場関係者らの証言からは、両者のトラブルに発展しそうな関係は認められない。

一方、第二当事者は、事業場関係者や第二当事者自身も認めているとおり、些細なことにも激情しやすい性格傾向であったことが窺われる。

監督署長は、請求人が第二当事者を指導する立場であったことは確認出来ず、単に個人への復讐の念から出たものであることから災害の業務起因性を否定している。

請求人が述べるように業務上の指導を先輩同僚から頼まれていたかどうかについては明らかではないが、事業場関係者らも、第二当事者の仕事ぶりに対しては、職務態度にいくつかの問題点があったことを指摘する一方、請求人の仕事ぶりについては、「普通の勤務ぶりで、きつく注意したり怒鳴るようなことは、聞いたことはない」と述べている。

こうしたことから、○月からの編成で一緒に勤務する予定の第二当事者に、請求人が夜勤務を含めた業務全体がスムーズに運ぶよう業務上の注意をしていたことは、介護業務に

おける互いの協力連携の重要性を考慮すると、職務の範囲を超えたものであったとは認められない。

また、職場以外に両者に特別な私的事情は見当たらず、業務上の注意を自己に対する嫌がらせと思った第二当事者は当初の憎悪の念を殺意へと変化させていくが、これは、自らも後日認めているように自己の一方的な思い込みによるものであり、客観的にみて、請求人の挑発行為と受け取られる行為も認められていないことから、業務と加害行為との間には相当因果関係が認められる。

犯行に至る時間的経過についてみると、第二当事者が犯行を決意し、それが実行されるまで2日間経過しているが、この間に業務と加害行為との間の相当因果関係を否定するような業務外の要素が介在したとみるべき事情も存在しない。

以上のことから、請求人の負傷は、業務と相当因果関係の認められる第二当事者の加害行為によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人の負傷は業務上の事由によるものではないとして請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。